

## ○ 構想策定の趣旨

「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和 40 年法律第 6 号）の下、本県市町村数は、平成 11 年 3 月から平成 18 年 3 月末までの間に 120 から 81 に再編されたが、依然として小規模町村が多数残るなど、本県の合併は十分進展したとは言い難い状況にある。

地方分権の進展や人口減少・少子高齢社会の進行、また広域的な行政需要の増大、さらに厳しい財政状況など、市町村を取り巻く環境は一層厳しさを増しつつあり、住民に最も身近な自治体である市町村は、これらの変化に対応し、地域経営の主役として自らの責任のもとで、将来にわたり持続的に行政サービスを維持・向上していくため、行財政基盤の強化が求められている。

こうした中、国においては、引き続き市町村の自主的な合併を推進するため、平成 17 年 4 月に、平成 22 年 3 月末を期限とする「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成 16 年法律第 59 号。以下、「合併新法」という。）を制定し、各都道府県において、「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を策定することとした。

本県においては、平成 19 年 4 月に「長野県市町村合併審議会」（以下、「審議会」という。）を設置し、平成 20 年 2 月までに 4 回の審議会を開催し、市町村を取り巻く状況や、市町村の望ましい姿、市町村合併の必要性、県の役割等に関する審議を行ってきた。

この構想は、合併新法に基づき、こうした審議会でのご意見をお聴きしながら策定したものである。

なお、県では、構想策定に先立ち、4 回の審議を踏まえ、平成 20 年 2 月 22 日に「長野県市町村合併支援方針」（以下、「支援方針」という。）を定めるとともに、知事を本部長とする「新長野県市町村合併支援本部」を同日付けで設置。さらに、平成 20 年 3 月 28 日には、県の具体的な支援策として「新長野県市町村合併支援プラン」（以下、「支援プラン」という。）を策定するなど、合併に向けた市町村の取組に対し全庁あげて支援する体制・環境を整備したところである。

今後、県としては、本構想に基づき、支援方針、支援プランにより、合併に向けた取組の各段階に応じ、更なる合併に向けて積極的に支援するものである。